

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第2区分
 【発行日】令和6年9月26日(2024.9.26)

【公開番号】特開2023-32626(P2023-32626A)
 【公開日】令和5年3月9日(2023.3.9)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-045
 【出願番号】特願2021-138872(P2021-138872)
 【国際特許分類】

H 0 5 K 7/12(2006.01)

10

H 0 5 K 7/14(2006.01)

B 6 0 R 16/02(2006.01)

H 0 1 Q 13/08(2006.01)

H 0 1 Q 1/12(2006.01)

H 0 4 B 1/3822(2015.01)

【F I】

H 0 5 K 7/12 C

H 0 5 K 7/14 G

B 6 0 R 16/02 6 1 0 A

H 0 1 Q 13/08

20

H 0 1 Q 1/12 Z

H 0 4 B 1/3822

【手続補正書】

【提出日】令和6年9月17日(2024.9.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

30

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ベースと、

前記ベースと共に収容空間を形成するケースと、

前記収容空間に収容される電子部品と、

前記電子部品が配置される板状部材と、

前記電子部品と前記板状部材との少なくとも一方に電氣的に接続されるケーブルと、

前記ベースと前記ケースとにより挟まれる弾性体と、

を備え、

前記弾性体は、前記板状部材を保持する保持部と、前記ケーブルが挿通されるグロメット

40

と、を有する、

電子装置。

【請求項2】

前記保持部は、前記板状部材の端部を保持する、

請求項1に記載の電子装置。

【請求項3】

断面視において、前記収容空間の中心に向かう側を内側とした場合に、前記板状部材の前記端部が、前記弾性体において、前記ベースと前記ケースとで挟まれる領域の最も内側の位置よりも、内側に位置する、

請求項2に記載の電子装置。

50

【請求項 4】

断面視において、前記收容空間の中心に向かう側を内側とした場合に、前記保持部は、前記弾性体において、前記ベースと前記ケースとで挟まれる領域の最も内側の位置よりも、内側に位置する、

請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の電子装置。

【請求項 5】

断面視において、前記收容空間の中心に向かう側を内側とした場合に、前記弾性体の内側の端部は、前記弾性体において、前記ベースと前記ケースとで挟まれる領域の最も内側の位置よりも、内側に位置する、

請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の電子装置。

10

【請求項 6】

前記保持部には、前記板状部材を挟み込むことによって前記板状部材を保持する切れ込みが形成されている、

請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の電子装置。

【請求項 7】

前記ベース及び前記ケースのいずれか一方は、凸部を有し、

前記弾性体は、前記凸部の端部と、前記ベース及び前記ケースのいずれか他方と、により挟まれる、

請求項 1 ~ 6 に記載のいずれか一項に記載の電子装置。

【請求項 8】

前記ベースは、第 1 凸部を有し、

前記ケースは、第 2 凸部を有し、

前記弾性体は、前記第 1 凸部の端部と前記第 2 凸部の端部とにより挟まれる、

請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の電子装置。

20

【請求項 9】

前記第 1 凸部の端部と、前記第 2 凸部の端部とは、テーパ状に形成される、

請求項 8 に記載の電子装置。

【請求項 10】

前記弾性体が挟まれる前記第 1 凸部の端部の幅と、前記弾性体が挟まれる前記第 2 凸部の端部の幅との一方は、他方に対して大きい、

請求項 8 又は 9 に記載の電子装置。

30

【請求項 11】

断面視において、前記收容空間の中心に向かう側を内側とした場合に、前記弾性体の内側の端部は、前記第 1 凸部及び前記第 2 凸部の少なくとも一方の内側の端部よりも内側に位置する、

請求項 8 ~ 10 のいずれか一項に記載の電子装置。

【請求項 12】

前記保持部は、前記板状部材の全周に亘って前記板状部材を保持する、

請求項 1 ~ 11 のいずれか一項に記載の電子装置。

【請求項 13】

前記電子部品は、パッチアンテナである、

請求項 1 ~ 12 のいずれか一項に記載の電子装置。

40